



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 関係団体ヒアリング説明資料

平成31年3月29日
日本証券業協会

1. 就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備など・・・P.3～
2. 従業員の老後資産の形成に向けた事業主の取組を支援する環境の整備など・・・P.11～
3. 働き方や勤務先に左右されない自助努力を支援する環境の整備など・・・P.13～
4. 老後資産の形成・取り崩しに関する選択を支える環境の整備など・・・P.18～
5. その他・・・P.20～

- 確定拠出年金制度は、時代の要請に応じながら、これまで累次に亘って改正が行われてきた。
- 例えば、2017年1月より個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能範囲が拡大されたが、その後に参加者が急増し、2018年末には112万人超に達したことは、この見直しが国民のニーズを的確に捉えたものであったことを示していると言える。
- 一方、平均寿命が伸び、老後に向けた自助努力の重要性が増している中で、現役世代全体に占める企業年金や個人年金への加入者の割合は決して高くなく、これをいかに高めていくのかが喫緊の課題である。また、今後ますます働き方やライフコースの多様化が見込まれる中で、これらに対応した制度が求められている。
- 証券界としては、こうした問題意識を念頭に、確定拠出年金制度が国民により広く受け入れられ利用される制度となるよう、以下のとおり要望する。

1. 就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備など

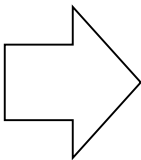
- ① 加入可能年齢の引上げ
- ② 拠出限度額の引上げ
- ③ マッチング拠出の弾力化(企業型DC)
- ④ 老齢給付金の受給
- ⑤ 中途脱退要件の緩和

① 加入可能年齢の引上げ

【現状の認識】

- 人生100年時代をむかえ、「長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備」の必要性が高まっている。
- 今後予想される公的年金の受給開始年齢の引上げ等も踏まえ、自助努力による十分な老後資産を形成できるよう、確定拠出年金の加入(拠出)可能年齢の引上げ等の施策が必要である。

加入可能年齢		⇔	公的年金 受給開始年齢	
企業型DC	60歳～65歳 規約に定める年齢		65歳 (⇒さらなる引上げが予想される)	
iDeCo	60歳			



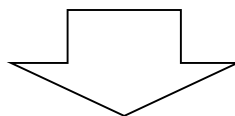
【要望事項】

公的年金の受給開始年齢を考慮し、確定拠出年金への加入可能年齢を引上げる。

② 拠出限度額の引上げ

【現状の認識】

- 長期化する高齢期(支給期間の拡大)に対応し、年金たる給付資産を実現できるようにする必要がある。
- ライフコースの多様化が進展する中、所得の高い時期に集中的に拠出することを可能とする制度へのニーズが高まっていくことが想定される。
- また、iDeCoについては加入者の属性により拠出限度額が異なることが、加入を検討している顧客や加入者等において、iDeCoを複雑な制度と感ずる一つの理由となっており、制度利用のハードルになっている。



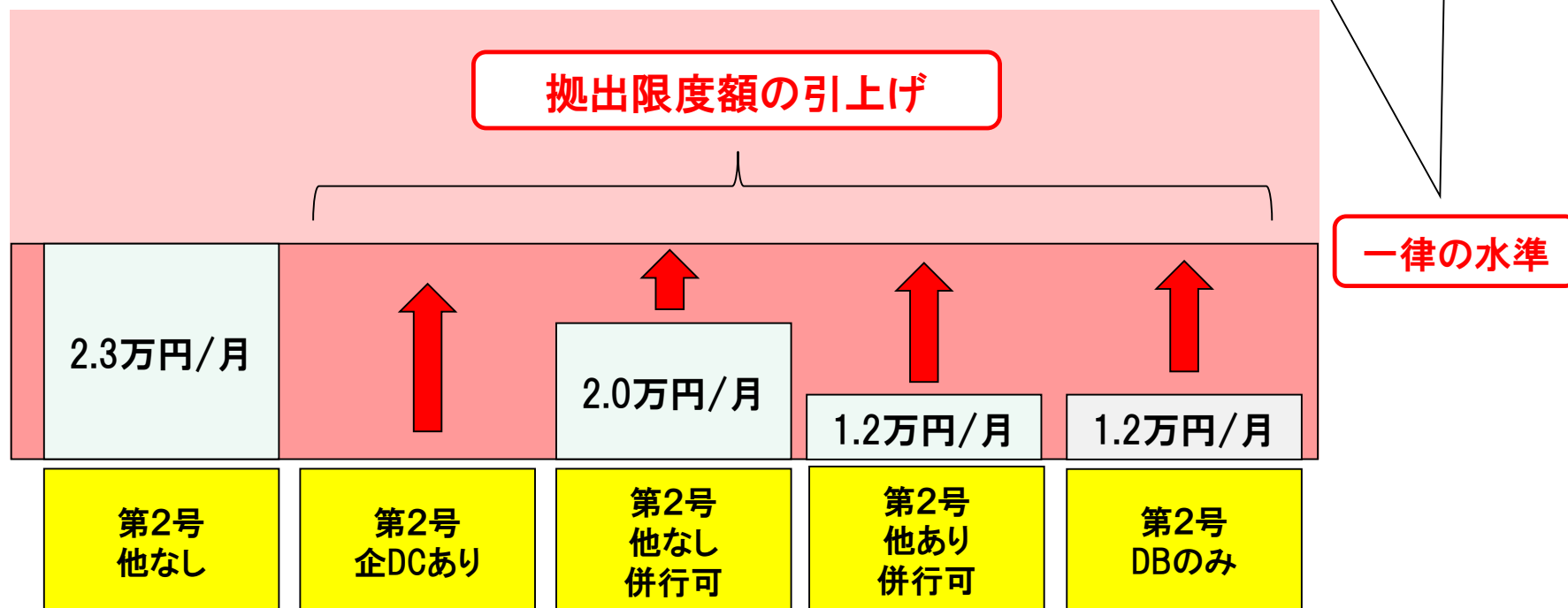
【要望事項】

- 所得代替率等を考慮のうえ、確定拠出年金の拠出限度額を大幅に引上げる。(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引上げる。)
- あわせて、iDeCoの加入限度額を細分化せず可能な限り統一する等により、簡素化・合理化を図る。例えば、第2号被保険者の拠出限度額を統一すれば、iDeCoの制度理解や加入手続きの簡素化に繋がると想定される。

② 拠出限度額の引上げ

【例：第2号被保険者のiDeCoへの加入】

※ 統一により、事業主の証明書が不要になると想定



③ マッチング拠出の弾力化(企業型DC)

【現状の認識】

- 現状、加入者掛金は「事業主拠出以下」という制約があるため、企業型DCにおいて事業主拠出が少額にとどまる加入者は、マッチング拠出も少額に抑えられ、拠出枠の使い残しが生じる。

現行	要望	月間拠出限度額 (27,500円)
使い残し		
加入者の掛金 (0~8,500円)	加入者の掛金 (0~19,000円)	
会社の掛金 (例: 8,500円)	会社の掛金 (例: 8,500円)	

【要望事項】

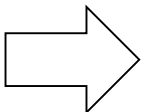
企業型DCにおける、加入者によるマッチング拠出の限度額について、事業主掛金の額を上回ることを可能とする。

④ 老齢給付金の受給

【現状の認識】

- 現状、老齢給付金の受給形態について、約9割の受給者は一時金を選択し、年金を選択する受給者の割合は限定的である。
- 長期化する高齢期の老齢給付金を受取る環境を更に整えることにより、十分な老後資産を計画的に確保可能となるよう、年金形式での給付の利便性を高める必要がある。
- 一方、ライフコースの多様化を踏まえ、受給の考え方は様々であることに留意する。

	現 行	課 題
老齢給付金支給期間	5年～20年	60歳で裁定請求した場合、受給期間は最長でも80歳まで
裁定請求期限	70歳	70歳到達により一時金受取りとなる

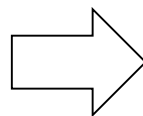


【要望事項1】

- 老齢給付金支給期間について、(終身を含め)規約に定めた期間とする。
- 裁定請求期限を引上げ若しくは撤廃する。

④ 老齢給付金の受給

通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
受給開始可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳



【要望事項2】

通算加入期間に関わらず、60歳から老齢給付金を受給可能とする。

⑤ 中途脱退要件の緩和

【現状の認識】

- 厳格な中途脱退(引出)要件は、企業型DCの導入を検討する事業主やiDeCoへの加入を検討する加入希望者にとって、障害のひとつとなっている。

<iDeCo 脱退一時金 支給要件>

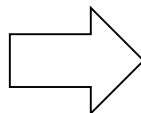
- ① 国民年金の第1号被保険者のうち、国民年金保険料の全額免除または一部免除、もしくは納付猶予を受けていること
- ② 障害給付金の受給者ではないこと
- ③ 通算拠出期間が1ヵ月以上3年以下、または個人別管理資産が25万円以下であること
- ④ 加入者の資格喪失日から2年を経過していないこと
- ⑤ 企業型確定拠出年金から脱退一時金の支給を受けていないこと

<企業型DC 脱退一時金 支給要件>

- ① 企業型確定拠出年金の加入者、企業型確定拠出年金の運用指図者、個人型確定拠出年金の加入者および個人型確定拠出年金の運用指図者でないこと
- ② 個人別管理資産額が15,000円以下であること
- ③ 最後に当該企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失してから6ヵ月を経過していないこと

【要望事項】

- 災害時や外国人帰国時等のやむを得ない事情において、中途脱退を可能とする。
- 又は、加入者等の利便性の観点から、年金資産を裏付けとした緊急時における融資制度も考えられるのではないか。



2. 従業員の老後資産の形成に向けた事業主の取組 を支援する環境の整備など

① iDeCo+導入要件の緩和

① iDeCo+導入要件の緩和

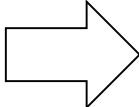
【現状の認識】

- 中小企業施策であるiDeCo+は、2019年1月末現在、実施事業主数200、加入予定者数1,287名と徐々に拡大してきているものの、従業員数100名弱の企業では、将来的に制度導入要件を満たさなくなる可能性があることから、そのような企業では導入を諦めるケースがみられる。
- また、事務手続き等の負担を踏まえれば、従業員数の規模が100名以上の企業群とiDeCo+のニーズがマッチングする可能性も考えられる。

<iDeCo+導入要件(要約)>

- ①従業員が100名以下であること
- ②企業型DC、DB、厚生年金基金のいずれも実施していないこと
- ③中小事業主掛金を実施することについて労使合意をすること

【要望事項】

- 
- iDeCo+導入要件の一つである従業員数を拡大する。
 - 企業におけるiDeCo+導入手続に必要な書類を電子化する。

3. 働き方や勤務先に左右されない自助努力を支援する環境の整備など

- ① iDeCoの加入対象の拡大**
- ② iDeCoにおける事務手続きの簡素化**
- ③ 加入者等への運用支援(iDeCo)**

① iDeCoの加入対象の拡大

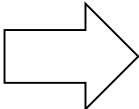
【現状の認識】

- iDeCoの加入対象者が拡大されたところであるが、マッチング拠出を導入している、若しくは規約においてiDeCoへの加入が認められていない企業における企業型DCの加入者は、iDeCoに加入することができない。
- 現状、企業型DCにおいて事業主拠出が少額にとどまる加入者は、マッチング拠出も少額に抑えられるため、拠出枠の使い残しが生じる。

<iDeCo加入要件>

1. 自営業者等(国民年金第1号被保険者)
(農業者年金の被保険者の方、国民年金の保険料を免除されている方を除く)
2. 厚生年金保険の被保険者(国民年金2号被保険者)
(公務員や私学共済制度の加入者を含む。
企業型年金加入者においては、企業型年金規約において個人型年金への加入が認められている方に限る。)
3. 専業主婦(夫)等(国民年金第3号被保険者)

【要望事項】

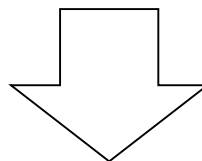


マッチング拠出を導入している企業の企業型DCの加入者も、本人の希望によりiDeCoへの加入を可能とする。

② iDeCoにおける事務手続きの簡素化

【現状の認識】

- iDeCoの更なる普及の課題としては、加入者や事業主による事務手続きの煩雑さが挙げられる。
- 具体的には、加入者において申込時や諸変更時に全て書類により対応する必要があること、第2号被保険者による申込みには「第2号加入者に係る事業主の証明書」が必要となることが挙げられる。また、事業者においては、同証明書の発行や年1回の現況届に係る手続きが挙げられる。



【要望1】

現在、厚生労働省、運営管理機関連絡協議会及び国民年金基金連合会において、これらの事務手続きを電子化するべく検討を開始したと認識している。電子化は上述の課題を解消することとなるため、是非実現に向けてお願いしたい。

② iDeCoにおける事務手続きの簡素化

【要望2】

一方で、iDeCoにおける事務手続きは、マイナンバーを活用することにより、一定の簡素化が図られるとも想定される。具体的には以下のスキームも考えられるのではないか。

【具体的なスキーム案: 日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う。
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する。(金融機関が別に管理しているものも利用可能)
- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする。

国民年金基金連合会 御中 届書コード 01011 事務処理センター用

個人型年金加入申出書

1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分り易くご記入ください。●選択項目の□にはし点を記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両側余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。

1. 申出者 全ての加入申出者がご記入ください。▼加入者自ら署名する場合は、捺印は不要です。

フリガナ	ネンケン イチロウ	基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
氏名	年金 一郎	印	(年金)
フリガナ	トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-2-3-4-5	生年月日	平成 4 9 1 0 0 6
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-456	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		連絡先電話番号	(12) 3456-7890

2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにし点を記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

第1号被保険者▶会社員以外の自営業者 第3号被保険者▶会社員、公務員に共済されている者

第2号被保険者▶共済組合員を除く会社員等 共済組合員▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

【第2号被保険者】
【共済組合員】の方は
はご記入ください。

3. 掛金の納付方法

事業主払込 個人払込

4. 掛金引落口座情報

個人払込の場合は加入申出者がご記入ください。第1号・第3号被保険者も同様です。
事業主払込の場合、事業所内において事業主払込の加入者情報が必要です。又は、口座から引落しに引続きがないもしくは不備である場合は、事業主までご記入ください。

口座名義人 フリガナ ネンケン イチロウ

個人払込の場合、本人名義に限定・座付番号は不可

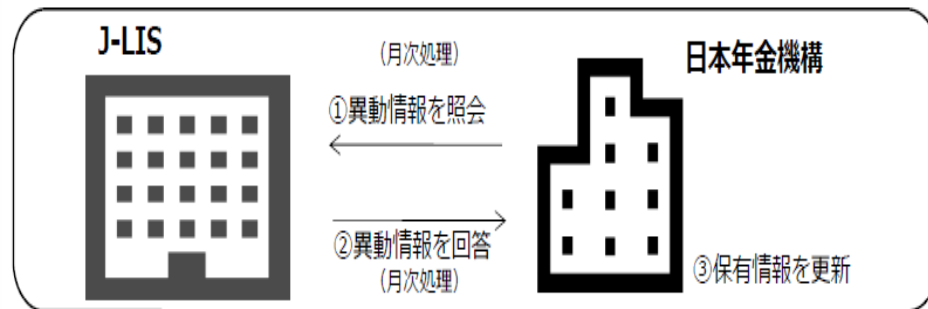
年金 一郎

金融機関 届出

2枚目に金融機関届出印を押印してください

※ 記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号から、マイナンバーの利用へ

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ

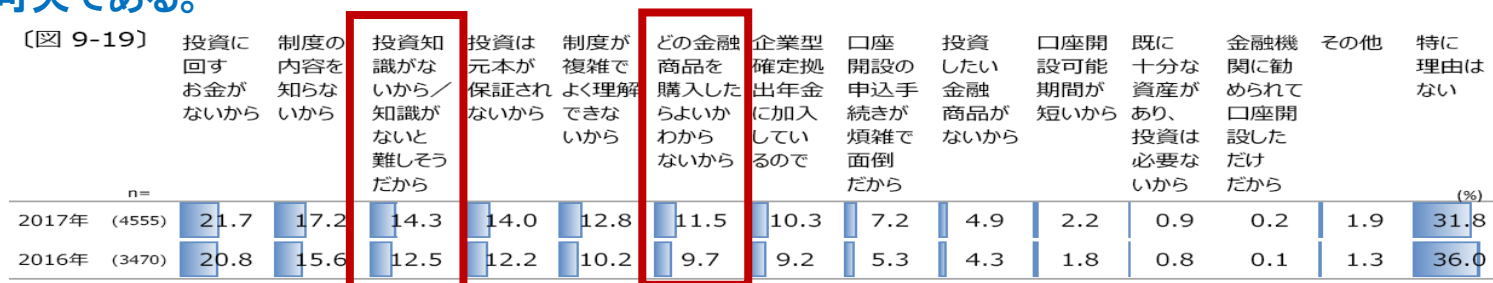


(出所)日本年金機構HPより引用

③ 加入者等への運用支援(iDeCo)

【現状の認識】

- 確定拠出年金制度において、加入者の運用支援として、継続投資教育の努力義務化及び指定運用方法制度等、新たな施策が導入されたところである。
- 自ら受付金融機関へ出向き手続きを行うiDeCoでは、加入を検討している顧客からの、ライフプランに応じた全体的な資産運用に関する個別相談を営業職員が受ける際、具体的な投資アドバイス等を求めるニーズは根強いと考えられる。
- また、長期化する高齢期を踏まえれば、確定拠出年金の加入者において、「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るための」運用が必要と考えられるが、確定拠出年金における運用商品は、元本確保型に偏っている現状にある。
- 加入者等が確定拠出年金制度を有効に利用できるよう、運用経験が少ない者への充実した運用支援が不可欠である。



出典：2017年(平成29年)投資信託に関するアンケート調査(NISA、iDeCo等制度に関する調査)報告書 一般社団法人投資信託協会

【要望事項】

- iDeCoの加入を検討している顧客からの全体的な資産運用に関する個別相談に対応するべく、一定のエンティティーからの投資アドバイスや投資一任による資産運用支援を行うことを可能とする。
- 確定拠出年金の加入者に対して、運用において資産分散や時間分散の有効性を理解していただけるよう、投資教育を支援する更なる施策が必要と考える。

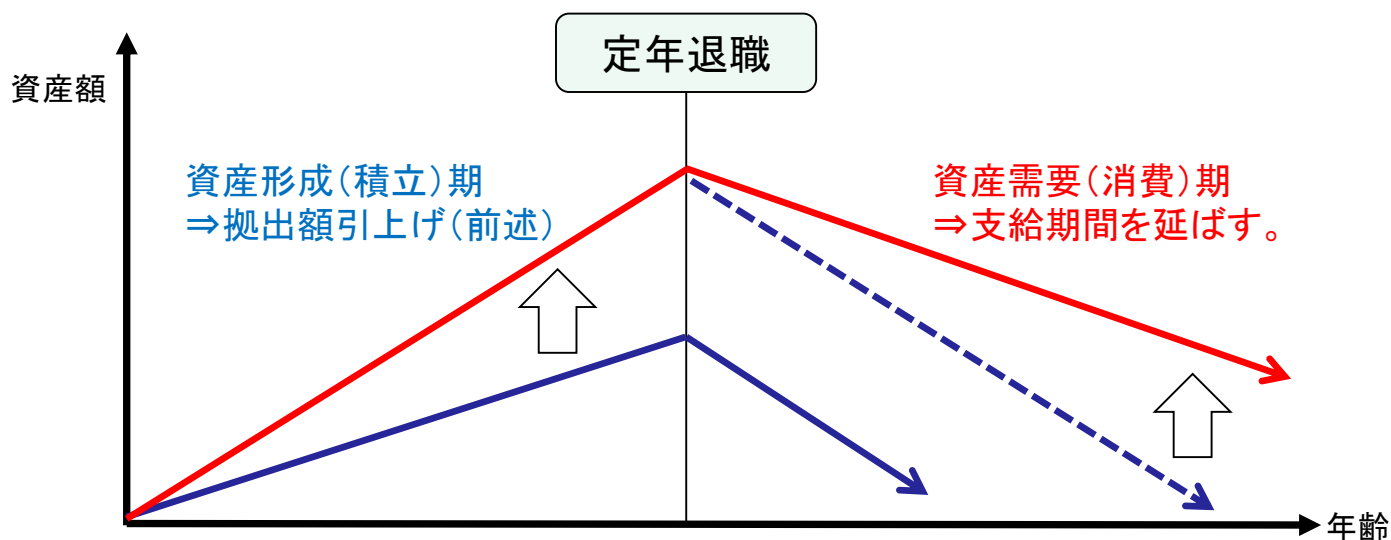
4. 老後資産の形成・取り崩しに関する選択を支える 環境の整備など

① 年金型給付専用商品の採用

① 年金型給付専用商品の採用

【現状の認識】

- これまで資産形成(積立)期の議論が重視されていたところ、人生100年時代に対応した給付方法を検討するにあたり、特に、資産需要(消費)期における年金による給付を促進するための施策が想定される。
- 年金給付開始以後、一定の取崩しを前提とした給付専用運用商品の採用を可能とすることが考えられる。



【要望事項】

- 現行の老後資産形成を目的とした運用商品だけではなく、長期化した高齢期における取り崩しにも対応できる「年金型給付専用商品」の採用を要望する。
- なお、当該商品については、制度において、給付時指定運用方法として設定すること、予め給付時の運用商品選択を可能とすること及び、運用商品上限数35本の対象外とすることも考えられる。

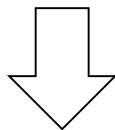
5. その他

① 特別法人税の撤廃

① 特別法人税の撤廃

特別法人税

積立金に対して、1.173%(毎年)
～2020年3月末まで課税凍結



【要望事項】 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃する。

＜参考＞確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課 税	課 税	課 税 (収益部分)	課 税